

事務連絡
令和4年11月21日

各社会福祉施設等設置者様

愛媛県保健福祉部社会福祉医療局保健福祉課長
生きがい推進局子育て支援課長
障がい福祉課長
長寿介護課長

物価高騰の影響を受けた社会福祉施設等に対する融資について

このことについて、別添のとおり厚生労働省より事務連絡がありましたので、お知らせします。

事務連絡
令和4年11月7日

各 都道府県
市区町村 民生主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

物価高騰の影響を受けた社会福祉施設等に対する融資について

独立行政法人福祉医療機構では、社会福祉施設等を整備する際に必要となる設置・整備資金や経営資金を長期・固定・低利で融資しております。

今般の急激な物価上昇を受けて減益となった社会福祉施設等への資金繰りを支援することにより、経営の安定化に資することを目的として、別紙のとおり、経営資金について、通常の融資条件から貸付利率の引き下げ等の優遇措置を講じた融資（以下「優遇融資」という。）を行うこととしました。

つきましては、対象となった社会福祉施設等が必要に応じて本優遇融資を活用できるよう、管内の関係機関、社会福祉施設等に対する周知について、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

【担当連絡先】

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課振興係

代表電話：03-5253-1111（内線 2866）

直通電話：03-3595-2616

(別紙)

物価高騰の影響を受けた社会福祉施設等に対する 優遇融資の概要

(独立行政法人福祉医療機構 福祉貸付事業)

○経営資金融資条件

	通常融資	優遇融資
融資率	70～90%	100%
償還期間 (元金据置期間)	5年以内 (6ヶ月以内)	7年以内 (1年6ヶ月以内)
貸付利率 <small>(令和4年11月7日現在)</small>	0.86%	0.46%

※その他詳しい条件等については、福祉医療機構ホームページをご覧ください。

URL: https://www.wam.go.jp/hp/rising_prices/

○融資の相談につきましては、独立行政法人福祉医療機構相談窓口までお問い合わせください。

独立行政法人福祉医療機構 相談窓口

[融資相談]

- ◎施設の所在地が東日本（石川県、岐阜県、三重県より東の地域）
福祉医療貸付部 福祉審査課 融資相談係（TEL:03-3438-9298）
- ◎施設の所在地が西日本（福井県、滋賀県、奈良県、和歌山県より西の地域）
大阪支店 福祉審査課 融資相談係（TEL:06-6252-0216）
- ◎NPO法人
NPOリソースセンター NPO支援課（TEL:03-3438-4756）